

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること (第22条の6第6号)

1 アクティブラーニングの取込み

教職に係る科目においては、アクティブラーニング等を取り入れ、グループディスカッションやプレゼンテーションを通して、コミュニケーション能力や課題解決力の養成に取り組んでいる。

2 現職教員による教職基礎講座

教職希望学生の意欲喚起につなげる趣旨で、現職教員から教職のコアについて（学校教育の現在とこれから、教師という仕事の日常や喜びなど）を学ぶ機会を設けた。

教職を希望する社会福祉及び栄養学科の1～3年生を対象に、前半60分はゲストからの講義、その後は学生との意見交流を行った。

3 「履修カルテ」の利用

教員免許取得に必要な科目の単位修得状況や、教職課程の学びで到達すべき目標に対する自己評価、教職に関わる課外活動などを4年間にわたって記録する「履修カルテ」を用い、「履修カルテ」の記録をもとに、計画的な教職履修と系統的な指導に活用している。

「履修カルテ」は、①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、④教科・保育内容等の指導力に関する事項について、各科目の履修状況から総合的に診断するものであり、履修カルテから不十分だった事項を整理し、その再確認と総仕上げを行う場として、4年次後期に「教職実践演習（中・高）」「教職実践演習（栄養教諭）」を設定している。

4 教育実習報告会の設定

毎年11月～12月をめどに、教育実習の報告会を実施している。教職課程を履修する3年生も報告会に参加し、教育実習での学びを共有する場となり、教育実習へ向かう学生への意欲喚起となっている。